

税額控除対象寄附金認定申請書の提出について

1 記載要領

- (1) 「所得税の寄附金控除の根拠となる法令の条項」の欄については、該当する□にレ印を記入してください。

【参考】

根拠法令	寄附金控除の対象
所得税法第78条第2項第2号	財務大臣が指定し、告示する寄附金（文化財の保存・修理のために募集する寄附金など）
所得税法第78条第2項第3号	独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人その他公益の増進に著しく寄与する一定の社団法人・財団法人など（所得税法施行令第217条に掲げられる法人）
所得税法第78条第3項	認定特定公益信託の信託財産として支出した金銭
租税特別措置法第41条の18の2第1項	認定特定非営利活動法人・仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金

- (2) 「所得税の寄附金控除の対象となる期間」の欄については、当該期間が定められている場合に記入してください。
- (3) 「寄附金を受けて行おうとする事業の内容」の欄については、寄附金を充当して行おうとする事業について、その目的、活動区域、内容をできる限り具体的に記入してください。
- (4) 「上記の寄附金が町民の福祉の増進に寄与する理由」の欄については、(3) で記載いただいた事業により町民の福祉の増進に寄与する理由について、できる限り具体的に記入してください。

2 添付資料

- (1) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準じる書類
- (2) 法人の登記事項証明書（法人でない場合は役員名簿等）
- (3) 寄附金を充当して行おうとする事業に係る事業計画書
- (4) 寄附金を充当して行おうとする事業に係る収支予算書
- (5) これまでに寄附金を充当して行った事業に係る事業報告書（直近のもの）
- (6) これまでに寄附金を充当して行った事業に係る収支計算書（直近のもの）
- (7) 認定を受けようとする寄附金が所得税の寄附金控除の対象であることが確認できる資料
- (8) その他寄附金を充当して行う事業が町民の福祉の増進に寄与する旨を説明する資料等

3 その他

その他ご不明な点については、税務課（電話0771-82-3802）へお尋ねください。

認定寄附金に係る報告書の提出について

1 記載要領

- (1) 「認定を受けた寄附金」の欄については、認定を受けた寄附金の名称を記入してください(使途が限定されている場合は、併せて記入してください)。また、認定の告示年月日を記入してください。
- (2) 「所得税の寄附金控除の対象となる期間」の欄については、当該期間が定められている場合に記入してください。
- (3) 「寄附金を充当した事業の実施内容」の欄については、寄附金を充当して行った事業について、その目的、活動区域、内容をできる限り具体的に記入してください。
- (4) 「上記の事業が町民の福祉の増進に寄与する理由」の欄については、(3)で記載いただいた事業により町民の福祉の増進に寄与した理由について、できる限り具体的に記入してください。

2 添付資料

- (1) 寄附金を充当して行った事業に係る事業報告書
- (2) 寄附金を充当して行った事業に係る収支計算書
- (3) その他寄附金を充当して行った事業が町民の福祉の増進に寄与する旨を説明する資料等

3 その他

その他ご不明な点については、税務課(電話0771-82-3802)へお尋ねください。